

申請日

□ 年 □ 月 □ 日

抵当権抹消関係書類再交付申請書(②司法書士申請用)

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

抵当権抹消登記を行うため、必要書類を添えて抵当権抹消関係書類の再交付をお願いします。

お客様にご留意いただきたい事項

本申請書と必要書類を【送付先】に郵送願います（機関へ送付時の郵送料はお客様負担となります。）。

返信用封筒は必要ございません。必要書類、送付先は裏面に記載しておりますのでご確認ください。

完済が確認できましたら、抵当権抹消関係書類を再発行します。

再発行には書類がそろってから3週間程度お時間をいただきますので、予めご容赦ください。

申請人	住所	〒一			
	電話番号：	()	携帯電話番号：	()	
	氏名	フリガナ			
依頼人	氏名	フリガナ	債務者(借入契約者)とのご関係		
			<input type="checkbox"/> ご本人	<input type="checkbox"/> 物件所有者	<input type="checkbox"/> 相続人
債務者等の情報	氏名	フリガナ	<input type="checkbox"/> その他()		
	①登記事項証明書の債務者(借入契約者)の内容(漢字氏名、フリガナ、生年月日)をご記入ください (依頼人が債務者と同一の場合は記載不要です。) ②債務者がお亡くなりになっているものの、相続登記が完了していない場合は、①に加え、相続人(相続人が複数名の場合は相続人全員)の内容(漢字氏名、フリガナ、生年月日)をご記入ください。 ③債務者がお亡くなりになっており、相続登記が完了している場合は、①に加え、所有者(過去の所有者も含む)の内容(漢字氏名、フリガナ、生年月日)をご記入ください。 (依頼人が現所有者と同一の場合は記載不要です。) ④欄が不足する場合は、欄外・別紙をご利用ください。				
	氏名	フリガナ	生年月日		
			明治・大正	年	月
		昭和・平成	日		
氏名	フリガナ	生年月日			
		明治・大正	年	月	
		昭和・平成	日		
氏名	フリガナ	生年月日			
		明治・大正	年	月	
		昭和・平成	日		

■申請人の住所以外へ送付を希望する場合は、「書類送付先」欄にご記入ください。

書類送付先	住所	〒一		
	電話番号：	()		
	氏名	フリガナ		

裏面に続く

必要書類(提出書類) ※(1)・(2)・(3)すべてをご確認ください。

②・③・⑧・⑨・⑩の書類は、抵当権抹消関係書類の送付時に返却します。

(1) ①から⑤までの書類は必ず提出が必要です(⑥・⑦の書類はお手元にある場合に提出ください。)。

<input type="checkbox"/> ① 抵当権抹消関係書類再交付申請書	本書面
<input type="checkbox"/> ② 依頼人の印鑑証明書 (発行後3か月以内の原本)	入手先:役所
<input type="checkbox"/> ③ 抹消を希望する抵当権が設定された建物・土地の登記事項証明書(全部事項証明書) (発行後3か月以内の原本) ※抹消を希望するもの全て	入手先:法務局 ・インターネットで取得した登記情報は不可 ・共同担保目録付のもの(共同担保になっている場合) ・抵当権が建物だけに設定されている場合は土地の登記事項証明書は不要
<input type="checkbox"/> ④ 委任状(任意書式)(原本)	委任内容は限定しておりません。 (委任内容例:抵当権抹消に関する一切の業務)
<input type="checkbox"/> ⑤ 司法書士会の会員証(写し)	—
<input type="checkbox"/> ⑥ 金銭消費貸借抵当権設定証書、同公正証書又は登記識別情報通知のいずれか(写し)	お手元にある場合はコピーをお送りください。 お手元がない場合は不要です。 相続登記に関する登記識別情報通知(写し)は不要です。
<input type="checkbox"/> ⑦ 完済時の抵当権解除証書・委任状(原本)	完済時にお渡ししているものです。 お手元がない場合は不要です。

(2) 依頼人の情報が登記事項証明書の内容と異なる場合は⑧又は⑨の書類の提出が必要です。

【依頼人がA又はBのいずれかに該当する場合】

- A 登記事項証明書の債務者又は所有者と同一
B 登記事項証明書の債務者又は所有者の相続人の方で相続登記が終了している

【依頼人が、登記事項証明書の債務者又は所有者の相続人の方で相続登記が終了の場合】

登記事項証明書(表題部又は権利部)・印鑑証明書・現住所の住所が全て同じ

はい

いいえ

不要

⑧住民票(原本)・戸籍の附票(原本)

登記簿記載の債務者又は所有者の住所から現住所までの異動の推移が確認できるもの
(書類で確認できない場合はその理由を追記したもの)
住居表示が変更された場合は住居表示変更証明書もお送りください。

⑨戸籍謄本等の相続関係書類(原本)

債務者又は所有者が死亡したことと相続人全員が確認できるもの

(3) 登記事項証明書で債務者名が判明できない場合は、⑩の書類の提出が必要です。

⑩ 閉鎖登記簿謄本
(原本)

金銭消費貸借抵当権設定契約時の所有者が記載されているもの
③と同一物件のもの。入手先:法務局

(ご注意事項) 申請の内容によっては、追加書類の提出を求める場合があります。

【送付先】 〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号
住宅金融支援機構 抹消書類再交付業務担当 TEL : 03-5800-9478